

正しく知って正しく防ごう

新型コロナウイルス

★ウイルスとは…

ウイルスは自分自身で増えることはできませんが、ヒトや動物の粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。つまり、ヒトや動物の細胞の中でしか生きられないということです。

★ウイルスの感染する力

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけといわれています。

物の表面に付いたウイルスは、時間がたてば壊れてしまい感染力を失います。新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存できるといわれています。

★新型コロナウイルスの感染の仕方

潜伏期間は、1日から14日(5日程度で発症することが多い)。感染可能期間は、発症の2日前から。主な感染経路は、飛沫感染と接触感染で、飛沫感染が主体といわれています。

「飛沫感染」とは…

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することをいいます。



「接触感染」とは…

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることで粘膜から感染することをいいます。



★感染防止対策

自分を感染から守るだけでなく、自分が周囲に感染を拡大させないことが重要です。そのためには一人一人の心掛けが何より重要です。マスクの着用、換気の徹底をはじめ、「3つの密」の回避や、人と人との距離の確保、手洗いなど基本的な感染防止対策に努めましょう。



厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」……………

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをインストールしましょう。

インストール方法など
詳しくはこちら

厚生労働省ウェブサイト



—悪いのはウイルス。感染者じゃない。—

感染された方や、そのご家族、関係者、医療に従事される方々などに対し、不確かな情報やうわさによる、差別や偏見、誹謗中傷、いじめなどは決して許されるものではありません。

そして、このような行為は、本来は関係がない方々に対しても不利益をもたらすこととなり、また、体調が悪い方が、その症状を訴えることを恐れ、結果として感染が拡大することにもつながりかねません。

困ったときは、一人で悩まず、相談を…

みんなの人権110番(さまざまな人権問題に関する相談) ☎0570-003-110

子どもの人権110番(いじめ・虐待など子どもの人権の相談) ☎0570-007-110

新型コロナウイルス感染者発生に至る一般的な流れ

◎感染者等への対応は、日光市の場合は栃木県県西健康福祉センター(保健所)が主体となって行います。

1. 本人に疑われる症状が現れた場合

- ① 栃木県新型コロナウイルスコールセンター(☎0570-052-092)への相談
↓(必要があれば、医療機関の受診)
- ② 栃木県帰国者・接触者相談センター(県西健康福祉センター)への相談
↓(必要に応じて受診等の各種調整)
- ③ 帰国者・接触者外来等の受診
↓(診察の結果、必要があれば、PCR検査)
- ④ 検査結果の判明(検査の翌日)
↓(県西健康福祉センターによる濃厚接触者等の調査)
- ⑤ 陽性であれば入院等加療
↓
- ⑥ 退院(主治医および保健所の判断による)

退院後4週間は、健康観察期間(※)となる

2. 感染者の濃厚接触者となった場合

- ① 県西健康福祉センターによる濃厚接触者等の調査
↓(濃厚接触者に特定)
 - ② 帰国者・接触者外来等の受診
↓(必要に応じて、PCR検査)
 - ③ 検査結果の判明(検査の翌日)
↓
- 以下、陽性が判明した場合は1と同様

濃厚接触者は、検査結果が陰性であっても、感染者との最終接触後2週間は、健康観察期間(※)となる

PCR 検査の対象者

- ・医師が、総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
- ・保健所の調査により、濃厚接触者と認められた者
- ・その他、保健所長(医師)が検査を必要と認めた者

濃厚接触者は、以下を基本に保健所が調査の上、判断し決定します

症状が出た日(無症状の場合は、陽性判定が出た検体の採取日)の2日前から、入院、自宅や施設等へ待機するまでの期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・患者と手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策(マスク着用や手指消毒など)無しで、15分以上の接触があった者
- ・患者の気道分泌物もしくは体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い者
気道分泌物=鼻水や痰など
体液=血液、嘔吐物、便・尿など(汗は含まない)

※健康観察期間の過ごし方

- ・咳エチケットおよび手洗いの徹底と健康状態に常に注意を払うこと。
- ・不要不急の外出はできるだけ控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用は避け、外出時は、マスク着用および手指衛生などの感染予防策をすること(マスク着用の上、日用品の買い物など生活に必要な外出をすることは妨げない)。

その他お問い合わせは 日光市新型コロナウイルス対策室 ☎21-5154